

議案第60号

上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則の制定について
上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月26日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則

上尾市民体育館管理規則（昭和55年上尾市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第16条」を「第18条」に改める。

第2条第1項中「教育委員会」を「条例第12条に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）」に改め、同条第2項本文中「前項」を「前項本文」に、「7日」を「3日」に改め、同項ただし書中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第3条第1項中「上尾市民体育館利用許可書兼領収書」を「上尾市民体育館利用（利用変更）許可書兼領収書」に改め、「又は上尾市民体育館利用変更許可書兼領収書（第4号様式）」を削り、同条第2項中「（第5号様式）」を「（第4号様式）」に、「使用料」を「利用料金（条例第15条第1項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）」に改める。

第4条中「施設等」の次に「（条例第2条第1号に規定する施設等をいう。次条において同じ。）」を加え、「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第5条を次のように改める。

（利用後の点検）

第5条 条例第5条第1項の許可を受けた者は、施設等の利用が終わったとき、又は条例第9条の規定により当該施設等を原状に復したときは、指定管理者による点検を受けなければならない。

第6条ただし書中「教育委員会の許可」を「指定管理者の許可（物品の販売及び宣伝その他これらに類する行為が地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による許可を必要とする場合にあっては、教育委員会の当該許可）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、前項ただし書の許可をするときは、あらかじめ教育委員

会の承認を得なければならない。

第7条の見出しを「（利用料金の納付）」に改め、同条中「第12条の使用料」を「第15条第1項の規定による利用料金の納付」に、「納付するものとする」を「、これを行わなければならない」に改め、同条に次の2項を加える。

2 利用料金のうち、体力相談室兼トレーニング室の利用（個人利用の場合に限る。）に係るものについては、プリペイドカードにより納付することができる。

3 前項のプリペイドカードの種類及び料金は、別表第1のとおりとする。

第8条の見出し中「使用料」を「利用料金の額」に改め、同条中「第12条第2項の規定に基づく」を「別表1の表及び2の表に規定する」に、「使用料」を「利用料金の額」に、「別表」を「別表第2」に改める。

第12条の見出しを「（その他）」に改め、同条中「この規則」を「条例及びこの規則」に、「必要な事項」を「体育館の管理に関し必要な事項」に、「上尾市教育委員会教育長が」を「条例第13条に規定する指定管理者が行う管理の業務の範囲のうちにある事項については指定管理者が教育委員会の承認を得て定め、その他の事項については教育委員会が別に」に改め、同条を第13条とする。

第11条を削る。

第10条の見出しを「（利用料金の返還の額等）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第14条ただし書の規定による使用料の還付」を「第17条ただし書の規定により返還する利用料金の額」に、「定めるとおりとする」を「掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる」に改め、同項第1号中「第14条第1号」を「第17条第1号」に、「全額」を「既納の利用料金の全額」に改め、同項第2号中「第14条第2号」を「第17条第2号」に、「教育委員会がその都度定める割合」を「既納の利用料金に指定管理者が利用することのできなくなった理由等を勘案してその都度教育委員会の承認を得て定める割合を乗じて得た額」に改め、同条第2項中「第14条ただし書」を「第17条ただし書」に、「使用料の還付」を「利用料金の返還」に、「上尾市民体育館使用料還付申請書（第7号様式）」を

「上尾市民体育館利用料金返還申請書（第 8 号様式）」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第 1 2 条とする。

第 9 条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「第 1 3 条」を「第 1 6 条」に、「使用料」を「利用料金」に、「定めるとおりとする」を「掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる」に改め、同項第 1 号中「スポーツ行事」を「行事」に改め、同項第 5 号中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第 2 項中「第 5 条」を「第 1 6 条」に、「使用料の」を「利用料金の」に、「上尾市民体育館使用料減額・免除申請書」を「上尾市民体育館利用料金減額・免除申請書」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第 1 0 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（指定管理者による利用料金の減免についての承認申請）

第 1 1 条 指定管理者は、利用料金を減額し、又は免除することにつき条例第 1 6 条の承認を受けようとするときは、上尾市民体育館利用料金減額・免除承認申請書（第 7 号様式）により、教育委員会に申請しなければならない。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（指定管理者による利用料金の額についての承認申請）

第 9 条 指定管理者は、利用料金の額について第 1 5 条第 4 項の承認を受けようとするときは、上尾市民体育館利用料金承認申請書（第 5 号様式）により、教育委員会に申請しなければならない。

別表中「使用料」を「利用料金の額」に改め、同表更衣ロッカーの項を次のように改める。

| | | | |
|----------|-----|---------|------------|
| アリーナ空調設備 | 1 式 | 1 時間につき | 4, 0 0 0 円 |
|----------|-----|---------|------------|

別表を別表第 2 とし、附則の次に次の 1 表を加える。

別表第 1（第 7 条関係）

| 種 類 | 料金の額 |
|--------------------|--------------|
| 利用度数 1 1, 0 0 0 円分 | 1 0, 0 0 0 円 |
| 利用度数 5, 5 0 0 円分 | 5, 0 0 0 円 |
| 利用度数 2, 7 5 0 円分 | 2, 5 0 0 円 |

備考 プリペイドカードの料金は、発行の際に徴収する。

第1号様式から第7号様式までを次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

上尾市民体育館利用許可申請書

年 月 日

(宛先)

指定管理者

ふりがな

団体名 _____

(登録番号)

住所 _____

申請者 氏名 _____

電話番号 _____

上尾市民体育館の利用について許可を受けたいので、次のとおり申請します。

| 利用目的 | | | | | |
|-------|----|------|------|------|--|
| 利用年月日 | 曜日 | 利用時間 | 利用施設 | 予定人数 | |
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |
| 6 | | | | | |
| 7 | | | | | |
| 8 | | | | | |
| 備考 | | | | | |

第 2 号様式（第 2 条関係）

上尾市民体育館利用変更許可申請書

年 月 日

(宛先)

指定管理者

ふりがな

団体名 _____

(登録番号)

住所 _____

申請者 氏名 _____

電話番号 _____

上尾市民体育館の利用の変更について許可を受けたいので、次のとおり申請します。

| | | | | | | | |
|-------|----|------|------|-------|----|------|------|
| 許可年月日 | | | | | | | |
| 変更前 | | | | 変更後 | | | |
| 利用年月日 | 曜日 | 利用時間 | 利用施設 | 利用年月日 | 曜日 | 利用時間 | 利用施設 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 変更理由 | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | |

第3号様式（第3条関係）

上尾市民体育館利用（利用変更）許可書兼領収書

| | | |
|---------------|------|--|
| 許可年月日 | | |
| 団体名 (登録番号) | | |
| 代表者 | 住所 | |
| | 氏名 | |
| | 電話番号 | |

次のとおり上尾市民体育館の利用を許可します。

指定管理者

印

| 利用目的 | | | | | |
|---------|----|------|------|---------------|--|
| 利用年月日 | 曜日 | 利用時間 | 利用施設 | 利用料金 | |
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |
| 6 | | | | | |
| 7 | | | | | |
| 8 | | | | | |
| | | | | 施設利用料金 | |
| | | | | 附属設備利用料金 | |
| 減免（有・無） | | | | 合計納付額 | |
| ※ 注意事項 | | | | 上記の金額を領収しました。 | |

第 4 号様式（第 3 条関係）

| | |
|--------------|--------|
| 発行年月日 | 整理番号 |
| 施 設 名 | |
| 一般・学生 | |
| (当日 1 回限り有効) | |
| 発行時間 | 利用料金の額 |
| 指定管理者 | |

※縦 30 ミリメートル 横 57.5 ミリメートル

| | |
|--------------|--------|
| 発行年月日 | 整理番号 |
| 施 設 名 | |
| 児童・生徒 | |
| (当日 1 回限り有効) | |
| 発行時間 | 利用料金の額 |
| 指定管理者 | |

※縦 30 ミリメートル 横 57.5 ミリメートル

第 5 号様式（第 9 条関係）

上尾市民体育館利用料金承認申請書

年 月 日

(宛先)

上尾市教育委員会

所在地

指定管理者の名称

印

上尾市民体育館条例第 15 条第 4 項の利用料金の額を次のとおり定めることについて、承認を受けたいので申請します。

第 6 号様式（第 1 0 条関係）

上尾市民体育館利用料金減額・免除申請書

(宛先)

指定管理者

申請年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

団体名（登録番号） _____

代表者

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

上尾市民体育館の利用料金の減額
免除を受けたいので、次のとおり申請します。

| 利用目的 | | | | | | |
|------------------|----|------|------------------------------------|--------|------|--|
| 利用年月日 | 曜日 | 利用時間 | 利用施設 | 予定人数 | 利用料金 | |
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 減額又は免除を受けようとする理由 | | | | 合計利用料金 | | |
| 減額又は免除の別及び金額 | | | 減 額 () ・ 免 除 | | | |
| 備 考 | | | | | | |

第 7 号様式（第 1 1 条関係）

上尾市民体育館利用料金減額・免除承認申請書

年 月 日

(宛先)

上尾市教育委員会

所在地

指定管理者の名称

印

上尾市民体育館条例第 1 6 条第 1 項の利用料金を次のとおり（減額・免除）することについて、承認を受けたいので申請します。

第7号様式の次に次の1様式を加える。

第8号様式（第12条関係）

上尾市民体育館利用料金返還申請書

(宛先)

指定管理者

申請年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

団体名(登録番号) _____

代表者

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

上尾市民体育館の利用料金の返還を受けたいので、次のとおり申請します。

| 許可年月日 | | | | | | |
|--------------|---------------|------|------|-------------|--------|--|
| 利用年月日 | 曜日 | 利用時間 | 利用施設 | 予定人数 | 利用料金 | |
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 返還を受けようとする理由 | | | | | 合計利用料金 | |
| 利用料金 | 既に納付された利用料金の額 | | 返還割合 | 返還される利用料金の額 | | |
| | | | | | | |
| 備 考 | | | | | | |

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、上尾市民体育館条例の一部を改正する条例（平成24年上尾市条例第20号）の施行の日（平成25年4月1日）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に行う利用の許可に係る申請及び利用の許可の変更に係る申請から適用し、この規則の施行の前に行う利用の許可に係る申請及び利用の許可の変更に係る申請については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前に交付された改正前の第3号様式による上尾市民体育館利用許可書兼領収書及び第4号様式による上尾市民体育館利用変更許可書兼領収書（この規則の施行の日において当該許可書に記載された利用年月日が到来していないものに限る。）は、改正後の第3号様式による上尾市民体育館利用（利用変更）許可書兼領収書とみなす。

提案理由

上尾市民体育館の管理を平成25年4月1日から指定管理者に行わせるものとした上尾市民体育館条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、プリペイドカードによる利用料金の納付制度を導入するなど、利用者の利便性の向上を図るため、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。